

## 花巻市市民参画・協働推進委員会（第5回）会議録

日時 令和4年8月22日（月）午後3時00分～午後5時25分  
場所 花巻市文化会館 1階 第1・第2会議室  
出席者 委員出席者9名 佐藤 良介（委員長・花巻商工会議所）、関上 哲（副委員長・富士大学教授）、細川 祥（花巻市社会福祉協議会）、谷村 晴子（花巻市校長会）、盛山 タサ（花巻市老人クラブ連合会）、佐藤 洋子（花巻市地域婦人団体協議会）、太田 陽之（花巻市民活動ネットワーク協議会）、佐藤 千代子（外川目地区コミュニティ会議）及川 かおり（公募委員）  
委員欠席者 6名 石黒 竜也（花巻農業協同組合）、松田 治樹（花巻青年会議所）、菅原 房子（大瀬川活性化会議）、多田 優子（東和東部地区コミュニティ会議）、阿部 美智子（公募委員）、高田 真理子（公募委員）  
市側出席者 9名 藤原 康司（農林部長）、菊池 正彦（農林部農村林務課長）、藤川 浩悦（農林部農村林務課林務係長）、澤田 利徳（建設部都市政策課長）、寺林和弘（建設部都市政策課長補佐）  
【事務局】藤井 保宏（地域振興部長）、鈴木 淳子（地域づくり課長）、大竹 誠治（地域づくり課長補佐）、藤村 真由美（地域づくり課市民協働係長）  
傍聴者 1名

- 次第
- 1 開会
  - 2 あいさつ
  - 3 審議
    - (1) 市民参画に係る事前評価について
      - ア 花巻市森林整備計画【農林部農村林務課】
      - イ 花巻市公共建築物等木材利用促進基本方針【農林部農村林務課】
      - ウ 花巻市地域公共交通計画【建設部都市政策課】
    - (2) その他
  - 4 閉会

### 1 開会 （開会 午後3時00分）

事務局（鈴木課長） それでは、ただいまより、第5回花巻市市民参画・協働推進委員会を開会いたします。  
始めに、佐藤委員長より御挨拶をお願いいたします。

### 2 あいさつ

佐藤委員長 皆様、こんにちは。先ほど開会前に事務局からもありましたが、本委員会は8月18日に開催予定でしたが、大雨警報などが発令されたことにより、急きょ本日に変更となりました。皆様には日程調整をしていただきお集まりいただきましたことに、感謝を申し上げます。

新型コロナウイルス感染者も連日増えておりますので、本日の会議も感染防止対策を整えた上での開催でございますので、よろしくお祈りいたします。

本日は、市長から諮問いただいております案件が3件ございます。事前評価が3件ございますので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。また、その他といたしまして、事務局から市民参画条例に関すること、委員の皆様にお答えいただいたアンケート調査結果などについてそれぞれ説明がございますので、お聞きいただければ

ばと思います。

また、私たち委員の任期が8月26日までとなっております、本日は今期として最後の委員会となりますので、よろしくお願いいたします。

限られた時間ではございますが、有意義な委員会になりますようお願い申し上げます、挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局  
(鈴木課長)

ありがとうございました。それでは、議事に入ります。本委員会規則第4条第2項によりまして、議長は委員長となります。よろしくお願い申し上げます。

### 3 審議

佐藤委員長

それでは議長を務めさせていただきますので皆様の御協力をよろしくお願いいたします。早速、審議に入らせていただきます。まず(1)市民参画に係る事前評価についてでございます。始めに花巻市森林整備計画について、農林部農村林務課からよろしくお願いいたします。出席者は、藤原康司農林部長、菊池正彦農村林務課長、藤川林務係長です。それでは藤原部長より御説明をお願いいたします。

藤原部長

農林部の藤原でございます。よろしくお願いいたします。それでは、説明をさせていただきます。まず、花巻市森林整備計画についてですが、これは現計画が平成30年4月1日から令和10年3月31日までの計画であり、5年ごとに見直し、作成することとなっていることから、今般、この整備計画を策定することとしたものです。

次に、花巻市森林整備計画の内容について御説明いたします。目的は、森林整備の基本的な考え方や森林整備を推進するための森林施業の標準的な方法及び森林の保護等の規範、路網整備の考え方を定める長期的視点に立った森林づくりの基準を定めるものです。内容は、森林づくりの構想を実現するための森林の取扱いに関する基本的な事項の設定、立木の伐採の標準的な方法に関する指針の設定、人工造林、天然更新別に対象樹種や標準的な更新の方法の設定などです。区分は、基本計画であります。計画期間は、令和5年4月1日から令和15年3月31日までとなります。関係法令は、森林法により、市町村は5年ごとに10年を1期とする市町村森林整備計画をたてなければならないとされております。

次に、市民参画の方法を説明いたします。2つの方法で市民参画を行う予定であります。1つ目は、パブリックコメントの実施であります。本計画は、県計画を基本に策定するものでありまして、県の計画が出来上がるのが11月中旬と聞いております。それを受けて花巻市としての計画を策定することとしております。時期及び回数は、本年4年11月28日から12月28日の1カ月間を予定しております。周知方法及び周知時期ですが、広報はなまき令和4年11月15日号に掲載するとともに、市ホームページ、SNS、FMはなまき、有線放送により周知する。素案については、当課及び総合政策部総務課、各総合支所地域振興課、まなび学園、各振興センター、各保健センター、各市立図書館に備え付けることとしております。対象は全市民としております。結果公表の方法及び時期は、令和5年1月中旬に市ホームページへの掲載を予定しております。方法や時期を選択した理由は、多くの市民が意見を述べやすい方法として選択しました。時期については、パブリックコメント後の意見集約及び市民からの意見を計画へ反映させるための十分な検討期間を考慮し、選択いたしました。

2つ目の方法ですが、関係団体等からの意見聴取であります。花巻市森林整備計画検討委員会を立ち上げて御意見を伺うこととしております。また、これとは別に専門家からの意見聴取をパブリックコメントと並行して行う予定としております。時期及び回数ですが、令和5年1月中旬に参集による1回を予定しております。対象は、森林

組合や森林整備共同組合など森林整備に関する有識者を想定した花巻市森林整備計画検討委員会であります。結果公表の方法及び時期ですが、市ホームページに令和5年1月下旬に掲載する予定であります。方法や時期を選択した理由であります、森林整備関係の有識者の意見を反映させることが必要であるため選択いたしましたし、意見聴取の結果を森林整備計画に反映させるため上記の時期を選択いたしました。説明は以上となります。よろしくお願いたします。

佐藤委員長

はい、ただいま説明がございましたが、これにつきまして皆様から御質問、御意見等をお伺いしたいと思えます。市民参画の方法といたしまして、一つ目としてパブリックコメント、それから二つ目として関係団体からの意見聴取ということでございまして、二つの方法で実施したいということでもあります。関上委員。

関上委員

関上でございます。私からは、この計画についての内容をもう少し具体的に教えていただければと思えます。私が不勉強で大変申し訳ないのですが、非常に専門的な内容に感じるものですからお願いしたいです。市民の方々が森林整備計画について理解するための学習会ですとか、説明会などをやる予定はあるのでしょうか、あるいは今までそのようなことはやられていたのでしょうか。

藤原部長

はい。本計画の関係者や専門家の方々への説明会や御意見を頂戴する機会は設けてありますが、市民の方への説明会や学習会は予定しておりません。

谷村委員

矢沢小学校校長の谷村です。よろしくお願いたします。私もこの計画の内容が専門的過ぎて、よく分からないと感じておりました。パブリックコメントで市民の方のご意見を伺うのであれば、理解していないと意見を出しづらいかないと思えますので、内容を教えていただく機会を設けていただけると良いと思えます。例えば森林と触れ合う取組などが計画に入っているということはあるのでしょうか。

藤原部長

はい。森林整備の内容については、区域の機能ごとにゾーニングなどがあります。例えば今回のような大雨警報が出されたときに土砂災害など防止するためですとか、緩衝地帯を設けるとか、地区ごとに区分けをしたりします。また、木材、干ばつ材の利活用などといった記載も入れている内容になります。

谷村委員

専門的な方の意見を入れた計画になるということですか。

藤原部長

専門的な業者の方の御意見もありますし、また一般の皆様からの森林に触れあいたいといった御意見もパブリックコメントとしていただきたいということです。

谷村委員

これまでの経緯から一般市民の方の御意見は出てくるのでしょうか。

藤原部長

計画自体の専門性が高いので、一般市民の意見は少ないのかなと思えます。

谷村委員

自分が意見を出そうと思っても、わかりやすいところでないか厳しいのかなと思えます。

佐藤委員長

専門性が高い計画ということですが、整備計画の中で市民の方が理解されるような活動も入れていくということですよ。

藤原部長 後段になりますが、市民の方が参加するような記載を入れる予定です。

佐藤委員 花巻市地域婦人団体協議会の佐藤洋子と申します。計画書を見ますとゾーニングというのは、既に住宅地域や工業地域を分割していく過程と思っているのですが、その認識でよろしいでしょうか。それを前提として、昨年、花巻市地域婦人団体協議会では国有林を借り入れしまして、そして湯口の婦人の森に 13,300 本分の木を植えているのですが、その分に関しても 10 年に 1 度の計画で、伐採するかそのままにするかという意見を聞かれたことがあるんですが、これも、森林整備計画の中の一環なのでしょう。

藤原部長 はい。まずゾーニングの話ですけれども、この計画のゾーニングは山の中の、例えばここは水源だからそういう部分にしましょうとか、山の中の木のゾーニング、木の機能ごとの振り分けになります。市内の住宅とか、工業地域とかではないことになります。それから、婦人の森の木の伐採については、この計画とは違うと思います。

佐藤委員長 ゾーニングというのは、例えば樹木の種類によって振り分けるということですか。

藤原部長 基本的には機能ですね、災害の防止地域ですとか、水源の地域ですとか、そういうその機能ごとの振り分けになります。

佐藤委員長 分かりました。最近も大雨洪水とかありますから、やっぱり森林の保全などは大事なことです。それでは、パブリックコメントについては、非常に専門性が高いのでなかなか意見が少ないかもしれないという話がありましたけれども、11月に実施するということですがよろしいでしょうか。11月28日から12月28日の1ヶ月間ということで、周知方法は、広報はなまき11月15日号に掲載する、ホームページ、SNS、FMはなまき、有線放送により周知するということです。素案については、担当課及び総合政策部総務課、市総合支所、地域振興課、まなび学園、各振興センター、各保健センター、各市立図書館に備え付けるということでございますし、全市民を対象として行うということですが、よろしいでしょうか。

(発言するものなし)

佐藤委員長 では次に、②の関係団体等からの意見の聴取ということで、花巻森林整備計画検討委員会を開催するということですが、これについて何か御意見、御質問ございますでしょうか。

細川委員 はい、細川でございます。1点質問させていただきたいと思います。先ほど説明の中で、パブリックコメントと並行して専門家の意見を聞きながら、そこも踏まえつつ、年明けに委員会を組織して、専門的な視点での意見を再度いただくというお話でございました。そうしますと、この委員会のメンバーと、あらかじめお伺いする専門家のメンバーは重複しない形になるのでしょうか、それとも一部重複する方もあり得るということなのでしょうか。

藤原部長 この専門家の方々と今回のこの検討委員会のメンバーは、一部重複する形になるかと思えます。

佐藤委員長 森林整備計画検討委員会は新しく設ける委員会ということによろしいですか。構成員は何名くらいになりますか。

藤原部長 はい。このために、新たに組織しようと思っております。構成員は、花巻市市森林組合、岩手県森林整備協同組合、木材流通業者、富士大の方も想定をしておりますし、あとは猟友会などを想定しております、10名ほどを想定しております。

佐藤委員長 この委員会は、専門性が高いということで、公募はしないということによろしいんですね。

藤原部長 はい。今回は、公募はいたしません。

佐藤委員長 この検討委員会について何か御質問、御意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(発言するものなし)

佐藤委員長 では、事務局から本日欠席の委員の方からも御意見が寄せられているようですので、ご紹介していただきたいと思えます。

鈴木課長 すみません。本来は事務局からの発言とはなりませんけれども、本日御欠席されている、菅原房子委員から、午前中、地域づくり課にお電話をいただきました。

本日、急遽ご欠席ということになってしまわれたのですが、森林整備計画について質問を2点したいということでお電話を頂戴しておりました。菅原委員の御意見ということですが、発言してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木課長 一つ目、本計画は、山を所有している方にも知っていただきたいものとなるが、一般市民が参加できる市民参画の手法はパブリックコメントのみである。所有者は高齢の方が多く、振興センターへ出向くことが難しい場合もあるので、周知の方法についてももう少し検討をしていただけないのか。2点目として、計画の関係者に周知する方法として地域懇談会などはどうなのかということがございます。よろしくお願ひします。

佐藤委員長 はい。菅原委員からの御質問ということでした。いかがでしょうか。

藤原部長 はい。市民参画がパブリックコメントだけでは足りないということだと思います。山の所有者への周知方法ということですが、個別に郵送となるとちょっと難しいのかなと思います。

関上委員 はい。関連になるかもしれませんが、実は富士大学の学長である岡田は、森林法を整備した委員でありまして森林が専門であります。花巻市の山の持ち主や森林関係の方々との勉強会を毎年、もう7年近く森林そのものの活用法などを勉強していて、私も学生を連れて参加しているのですが、森林そのものをどのような形で運用していくかを勉強しています。

市が所有している森林資源については、国土計画の中のそれとタイアップして、で

できれば整備をしっかりして有効に活用していきましょうという勉強をしていて、毎年40名近く参加しています。専門の方々、地主の方々、学生が参加してやっています。それと、森林整備にあたりまして間伐材をバイオチップにして有効利用しようという活動もやっていますので、そういう意味でも花巻は先進的な形でやっているということをご承知おきいただきたいと思います。ただ、先ほども話しましたように、市民の方々とどのような関わりを持っていけばいいのか、もっと参画をやっていいのではないかということで先ほど発言をさせていただきました。補足になっているか分かりませんが、お話をさせていただきました。

**藤原部長**

ありがとうございます。当部としても森林に対する啓発は足りない部分はあると思います。今回の森林整備計画については、各総合支所地域振興課や各振興センターにもパブリックコメントの素案を備え付けますので、森林所有者の方にはそちらをご利用いただきできるだけ御意見を頂戴できればと思います。森林所有者の方々に個別の郵送をして計画を周知するとなるとかなり時間もかかり現実的ではないので、各総合支所や振興センターの窓口を通じて周知を図っていきたいと思います。

**佐藤委員長**

森林所有者への周知の方法としては、総合支所や振興センターを通じてなるべく周知を図っていくということですね。地域懇談会の開催についても、実施は難しいということですね。

**藤原部長**

はい。そこまでは想定しておりません。

**佐藤委員長**

それでは、花巻市森林整備計画についての評価に移りたいと思います。職員チーム会議では「適切である。」という評価でしたが、当委員会としても市民参画の手法として、パブリックコメントと関係団体からの意見聴取という2つを実施するというところで、パブリックコメントについては、森林所有者へは素案を設置する場所について適切な周知を図るということを前提とするという意見を附して、「適切である。」と評価したいと思います。よろしいでしょうか。

(発言するものなし)

**佐藤委員長**

それでは、花巻市森林整備計画の市民参画の手法については意見を附して「適切である。」と評価します。

続きまして、花巻市公共建築物等木材利用促進基本方針についてを議題といたします。説明は、引き続き農林部藤原部長からお願いいたします。

**藤原部長**

それでは、引き続き御説明をさせていただきます。始めに、花巻市公共建築物等木材利用促進基本方針を改定するに至った経緯を説明いたします。国が平成22年に策定した「公共建築物等における木材の利用促進に関する法律」に基づき平成25年8月に花巻市公共建築物等木材利用促進基本方針を策定いたしました。先般、国において、市町村公共建築物等木材利用促進基本方針の策定根拠となる法律を改正し、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」と名称を変更し、令和3年10月1日に施行いたしました。主な改正点は、これまで木材の利用推進を公共建築物を対象にしていたものを、法律の改正に伴いまして、建築物一般を対象を拡げるものであります。この改正法における市町村公共建築物等木材利用促進基本方針の位置付けですが、法律の中で「市町村は、都道府県方針に即して当該市町村の区域内の建築物における木材の利用の促進に関する方針（市町

村方針)を定めることができる。」とされております。岩手県は令和4年3月に県方針を改定いたしましたので、その方針に沿って今回市の基本方針を改定しようとするものであります。

次に、計画及び条例等の内容を説明いたします。目的は、建築物等の木造化・木質化等を促進することにより、木材の利用拡大を図ることです。内容は、名称の変更、対象に民間の建築物を追加する、建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項の見直し、整備する公共建築物における木材の利用の目標の見直しなどです。区分は、基本計画です。計画期間は、令和4年度の施行日からです。関係法令は、先ほど申し上げました、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律でございますし、市町村は建築物における木材の利用の促進に関する方針を定めることができる、と法律の中で規定されております。

次に、市民参画の方法を説明いたします。2つの方法で市民参画を行う予定であります。1つ目は、パブリックコメントの実施です。時期及び回数は、本年11月28日から12月28日の1カ月間を予定しております。周知方法及び周知時期ですが、広報はなまき令和4年11月15日号に掲載する予定でございますし、市ホームページ、SNS、FMはなまき、有線放送により周知する。素案については、当課及び総合政策部総務課、各総合支所地域振興課、まなび学園、各振興センター、各保健センター、各市立図書館に備え付けることとしております。対象は全市民であります。結果公表の方法及び時期は、令和5年1月下旬に市ホームページへの掲載を予定しております。先ほどご説明しました、花巻市森林整備計画の公表時期と併せたいと思っております。方法や時期を選択した理由は、多くの市民が意見を述べやすい方法として選択しました。時期については、パブリックコメント後の意見集約及び市民からの意見を計画へ反映させるための十分な検討期間を考慮し、選択いたしました。

2つ目の方法ですが、関係団体等からの意見聴取です。時期及び回数ですが、令和4年10月下旬に参集で行うものと、パブリックコメントでいただいたご意見を反映させたものについて、令和5年2月上旬に書面で行うものと計2回を予定しております。対象は、花巻市木材利用促進協議会です。結果の公表の方法及び時期ですが、市ホームページに令和4年11月中旬と令和5年3月上旬に掲載する予定であります。方法や時期を選択した理由ですが、木材利用促進関係団体の意見を反映させることが必要であるため選択いたしましたし、聴取結果を素案とパブリックコメントを取り込んだものに反映させるため上記の時期を選択いたしました。説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

佐藤委員長

はい。ただいま藤原部長に花巻市公共建築物等木材利用促進基本方針について、説明をしていただきました。この基本方針の内容について、御質問、御意見等ございませんでしょうか。

(発言するものなし)

佐藤委員長

それでは、私からですが、計画期間は施行日から期間は定まっていないということですか。

藤原部長

はい。期間は設けてございません。

佐藤委員長

随時、方針の変更になる可能性があるということですか。

藤原部長           はい。そういうことです。

関上委員           民間の建築物への木材利用を促そうということの法律が実施されているということですが、それに当たりまして、民間の場合は、例えば支援を受けられるとか、そういったようなことは反映されているのでしょうか。あるとすれば促されていくのは分かるのですが、ないとすれば市として今後どのように考えていこうとしているのか教えていただきたいです。

藤原部長           はい。市の計画の中には民間の建築物に木材を活用するという対策支援というものは明記してございません。ただ、岩手県の方では、県産木材等を利用する際に、補助金等もございしますが、そういう部分については、市としても周知をしてくべきだと思います。現在、花巻市として民間の建築物に木材を利用することについての支援はございませんので、委員の方の御意見として検討材料にさせていただきたいと思えます。

佐藤委員長        よろしいでしょうか。ほかに御意見等ございますでしょうか。

(発言するものなし)

佐藤委員長        はい。それでは次に市民参画の手法について、まずパブリックコメントの実施について、御質問、御意見をお伺いいたします。11月28日から12月28日まで1ヶ月間ということですが、これについて何か御質問ありますか。

(発言するものなし)

佐藤委員長        やはりこれも周知が大事だと思いますので、周知をしっかりと多くの方々の御意見が出るようにしていただきたいと思えます。

藤原部長           わかりました。周知の方法につきましては、記載されている他にも検討して、できるだけ多くの方々に周知をしたいと思えます。

佐藤委員長        はい。それでは、パブリックコメントについてはよろしいですね。

それでは次に、関係団体等からの意見聴取ということで花巻市木材利用促進協議会を2回開催するということですが、これについて何か御意見、御質問等ございますでしょうか。特になければ、私から、関係団体の構成員について教えていただきたいと思えます。

藤原部長           はい。構成員は、県の建築業協会の花巻支部、県の建築士会の建築士事務所協会の花巻支部、建築士会の支部長、製材所の方、木友会、建設業界の方、富士大学、商工会議所、第1工業団地の花巻バイオマスチップ、岩手県、花巻市、花巻市森林組合という16名で構成された協議会です。

佐藤委員長        他に何か御質問、御意見ございますか。10月下旬に素案を検討していただいて、2月に紙面でパブリックコメントを反映させたものについて意見をいただくということですね。他に御意見等はありますか。よろしいですか。



(発言するものなし)

**佐藤委員長** それでは、特に御質問等ございませんので、評価に移りたいと思います。職員チーム会議では「適切である」という評価でした。当委員会としても「適切である。」という評価でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり。)

**佐藤委員長** はい。それでは、「適切である。」と評価いたしたいと思います。

(説明者交代)

**佐藤委員長** 続きまして、花巻市地域公共交通計画についてを議題といたします。説明していただきますのは、建設部都市政策課の澤田利徳課長、それから都市政策課寺林和弘課長補佐でございますので、よろしく願いいたします。それでは、澤田課長から御説明をお願いいたします。

**澤田課長** 改めまして都市政策課長の澤田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。当課からは、花巻における地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に関する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画でございます、花巻市地域公共交通計画につきまして策定するものでございます。説明につきましては、この後、寺林補佐より、市民参画の計画について説明をさせていただきますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

**寺林課長補佐** 改めまして建設部都市政策課課長補佐の寺林と申します。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて御説明いたします。資料2に基づきまして御説明いたします。対象の名称といたしましては、花巻市地域公共交通計画、対象区分といたしまして、市の基本構想、基本計画、その他の基本的な事項を定める計画の策定となります。目的につきましては、先ほど課長が申し上げた通り、本市における地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画でございます。内容につきましては、基本的な方針、計画の区域計画の目標、目標達成するために行う事業及び実施主体に関する事項、計画の達成状況の評価に関する事項となります。関係法令の方で、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律ということで記載されておりますが、この内容についても法律の方で定まっている内容となっております。計画期間につきましては、令和6年度から令和10年度の5カ年を予定してございます。

現在、花巻市公共交通網形成計画というものが平成29年度から令和5年度までの計画となっております。これは令和2年に法律が改正されまして、地域公共交通計画を各自治体で取り組み、努力義務で策定することになりまして、当市では、現計画が令和5年度までになってございますので、令和6年度からの5カ年と計画しているところでございます。

続きまして市民参画の方法になります。①です。意向調査の実施ということで、市民アンケートを予定してございます。実施時期は、本年9月、来月を予定してございます。周知方法につきましては、広報はなまき9月1日号に掲載するとともに、市ホームページによる周知を図ります。アンケート実施については、対象者に調査票を送付いたします。回答に当たりましては、紙ベースの回答のほか、市のホームページのアンケートシステムがございまして、そちらで回答を受け付けるようにしたいと

思っております。対象者につきましては、市内在住の15歳以上、高校生以上の市民、3,000人程度、無作為抽出を予定しております。結果の公表については市ホームページに掲載いたしまして、令和6年1月中旬を予定しております。方法や時期を選択した理由ということで利用者の移動特性やニーズなどを把握し、計画に意見を反映する必要があることからアンケート調査を選択しました。調査結果を素案に反映させるため、上記の時期を選択しました。

具体的なアンケートの中身になりますけれども、普段の生活での外出先、そして外出時の主な移動手段、こちらは公共交通を使っているかどうかも含めてのアンケートになります。そして公共交通の種別の満足度、重要度等について、将来の移動手段についての不安、路線バスを今利用していない、利用できない理由、不便に感じていること等をアンケートすること予定としてございます。

続きまして方法の②になります。パブリックコメントの実施ということで、地域公共交通計画素案のパブリックコメントを令和6年1月中旬から2月中旬、1ヶ月間を予定しております。先ほど申し上げたとおり、現計画が令和5年度までということになりますので、令和6年3月まで2ヵ年での計画策定を予定しております。

パブリックコメントの周知方法につきましては、広報はなまき令和6年1月15日号に掲載するとともに、市ホームページ、SNS、コミュニティFM放送、有線放送等により周知いたします。素案については、当課建設部都市政策課及び、総合政策総務課、各総合支所地域振興課、各地域振興センター、市立図書館、まなび学園、各保健センターに備え付けます。対象者は全市民となります。結果の公表については、令和6年3月下旬に市ホームページに掲載いたします。選択した理由といたしましては、多くの市民が意見を述べやすい方法として選択してございます。時期につきましては、パブリックコメントの意見集約及び市民からの意見を計画へ反映させるための十分な検討期間を考慮し、選択したところでございます。

続きまして方法③ということで、審議会その他の附属機関における委員の公募ということで花巻市地域自治推進委員会、各地域協議会への諮問を予定しております。素案ができた、令和6年1月中旬から2月中旬に4ヶ所、4回で開催予定としてございます。周知方法、周知時期につきましては開催日の2週間前に郵送により通知いたします。対象者につきましては、公共的団体から推薦された者、学識経験を有する者、公募による者ということで、各地域、14名から15名となっております。結果の公表及び時期につきましては、市ホームページの地域自治推進委員会及び各地域協議会の開催結果をもって公表といたしまして、令和6年3月下旬を予定してございます。方法や時期を選択した理由でございますけれども、花巻市地域自治推進委員会条例第2条及び花巻市地域自治区設置条例第8条第2項の規定により、各種地域計画は、地域自治推進委員会の意見聴取及び地域協議会への諮問が必要であることから、意見または諮問に対する答申を計画に反映させるため、上記の時期を選択したところでございます。

続きまして、方法の④ということで、意見交換会の開催ということで地域説明会を開催いたします。令和6年1月下旬から2月中旬の4回ということで花巻地域、大迫地域、石鳥谷地域東和地域の4ヶ所、4回となっております。周知方法は、広報はなまき令和6年1月15日号に掲載するとともに、市ホームページ、SNS、コミュニティFM放送、有線放送により周知いたします。対象者は全市民となっております。結果公表の方法につきましては、市ホームページに掲載いたします。上記を選択した理由として、多くの市民が意見を述べやすい方法として選択いたしました。また、案の調整期間を考慮して、予定時期を設定したものでございます。

3の計画条例等の全体スケジュールになります。すみませんが、ここで、資料の訂正をお願いいたします。一番上の行のところ、令和4年の12月に公共交通会議（素

案) 協議とございますけども、1 段下がりました令和 5 年の行になります。お詫びして訂正いたします。もう一つございます。方法①のところで、8 月、9 月の間の線の上に、郵送による周知とありますけども、ここは郵送ではなくて、広報による周知となります。広報はなまき 9 月 1 日号で計画策定の内容に「アンケートを実施します」というふうに掲載予定としてございまして、9 月中に対象者の方に郵送する予定になってございます。先ほど申し上げたとおり 2 年かけて、令和 6 年 3 月までに策定する予定となっております。スケジュールについては、まだ 1 年半以上ございますので、3 月までに策定できるだろうというところでのスケジュールを今回は提示しておりますけれども、早くできるのであれば前倒しする予定でございまして、いずれにしても、令和 6 年度中に策定する予定となっております。私の方からは以上となります。

**佐藤委員長**

ただいま、花巻市地域公共交通計画について説明がございました。まずこの対象の内容について、皆さんの方から御質問、御意見ございましたらお願いいたしたいと思います。私から、地域公共交通という具体的なところではバスが主体ですか。

**寺林課長補佐**

はい。ほとんどがバスです。現計画の中では、旧 3 町については東和地域、大迫地域は地域内のバスがなくなっておりますので、地域予約乗合バスということで、デマンドバスを運行しています。今の計画については、丁度入れ替わる時期でしたので、大迫地区については、デマンド交通を導入するというような計画を入れていました。今後、この 1 年半で状況が変わる可能性もあります。路線バスの経営が非常に厳しい状況なので、そういったことも踏まえて、もしかしたらそういったデマンド交通の導入についても、具体的に掲載できるかどうかわかりませんが、今の計画上は、路線バスが廃止になった場合は、デマンド交通を導入するという方針にしていますので、おそらくそういった中身で、計画は策定することになるのかなと思っています。

**佐藤委員長**

はい。では、他に御質問、御意見ございますか。佐藤委員、お願いします。

**佐藤委員**

外川目コミュニティ会議の佐藤と申します。今のバスの関係については、過疎地域ですので、早く計画をお願いしたいなと思います。このアンケートについて、3,000 人なんですが、その中でもできるだけ旧 3 町は多めにアンケート調査をしていただきたいです。困っています。それとパブリックコメントの実施についても、各振興センターに置いて周知をしているわけですけども、なかなか振興センターに行く機会がありません。もし、各支所の地域振興課の方が振興センターにパブリックコメントを置いたということを何かの機会にお話をするなど、一言付け加えていただければもっと関心を持てると思うし、自分たちの生活にもっと関係したお話しができるんじゃないかなと思います。また、アンケートを 3,000 人以外にも振興センター等にも置くことはできないでしょうか。ただ書類を置くだけではなく、振興センターで身近な人と一緒にお話してそれを出せるようなことはいかがでしょうか。

**佐藤委員長**

今、佐藤委員の方から市民アンケートについて、御質問ございましたので、対象の内容の方はまず、御質問がないということで市民参加の方法に入らせていただきます。まず、15 歳以上の市民 3,000 人を抽出して市民アンケートを行うということですが、それについて地域的なバランスを考慮することは特にないわけですね。

寺林課長補佐

通常こういうアンケートについては、偏りがないようにとることになっています。地域バランスとか、年齢構成がありますが、27のコミュニティがありますので、地域的な話となれば、統計学からいくと難しいのかなというふうに思っています。ただ、年齢の方については、本来であれば年少人口とか生産年齢人口とか高齢人口とバランスよくするべきではありますが、公共交通を使うのは高齢者の方が多いので、年齢構成のバランスは考えようかなと思っています。

その場合のアンケートの郵送の件数は3,000通では収まらないだろうと内部で話をしていますが、いずれにしてもバランスよくとりながら実施していきたいと思っています。もう一つ大迫地域については、もうほとんどがデマンドとなっていて、大迫については登録者数が本当に多いのですが、使っていない方が結構いらっしゃいます。何年か前に、その方々にアンケート調査をして、「いつ使いたいですか、何に使いますか。」というアンケートをしているので、そのアンケートをもう1回この計画に反映させようかなと思っています。

また、振興センターに置くという話でしたが、確かに、非常に有効な手法ではありますが、各地域が全て関心があってきちんとアンケートをしてくれればいいのですが、先ほど申し上げたとおりちょっと偏りが出てくる可能性もあるかと思えます。その辺は他のアンケートの実績等やコンサルとも相談しながら考えたいと思います。

佐藤委員長

はい。27のコミュニティがあるので、重点的にというのは難しいということですので、その辺はご理解いただければなと思います。3,000人を抽出して郵送でアンケートを送付するということですね。

寺林課長補佐

補足説明ですけども、3,000世帯の中で、おそらくバスを使っている方と使っていない方が出てくると思っています。3,000世帯は抽出しますが2通アンケートを入れまして、家族の中から2人分送ってもらうような形を考えています。例えば高齢者の方と、お孫さんがいれば、高校生が該当するとか、そういったような形で、幅広く経費をかけずバランスよく意見をいただく方法を考えてございます。

佐藤委員長

3,000世帯に2通アンケート調査を送付するということですか。

寺林課長補佐

そうですね。ただ単身世帯に行く可能性もあるので、6,000通とはならないかもしれません。5千何百という形になると思います。

佐藤委員長

よろしいでしょうか。はい、関上委員。

関上委員

すみません。有効利用数をどれぐらい見込んでおられますか。全体の中で大体何%ぐらいでしょうか。

寺林課長補佐

はい。回収率といたしましては、3分の1を想定してございます。実は前回、今の計画を作った時のアンケートも3,000通出していますが、世帯数でいくと59.4%の回答率がありました。やはり関心が高いのかなと思います。あと人数は約6,000人に対し43.2%の回答をいただいています。その一方で、昨年度、矢沢地域でデマンドの導入検討ということで、全世帯の方に広報と一緒にアンケートを配布しましたが、その回収率が20.1%だったというのもございましたので、40%、50%の回収率は高いと判断し、3分の1の回収率を想定して計算してございます。

佐藤委員長

はい。回収率はまず3分の1、33%を目標にということですか。アンケートについ

てはよろしゅうございますか。

(発言するものなし)

佐藤委員長

はい。それでは次に、パブリックコメントの実施ということですが、令和6年1月中旬から2月中旬の1ヶ月間ということでもあります。先ほど佐藤委員の方からも周知の方法についての御意見がございましたけれども、できるだけ周知を図ってコメントを寄せていただくようにということですが、その点について回答は何かありますか。

寺林課長補佐

先ほどの御意見は、おっしゃる通りだと思いますので、支所等と連携できる場面があれば相談して、できるだけ皆さんに広報だけではなく直接耳に入れるような形で周知を図りたいと思います。ありがとうございます。

佐藤委員長

他に御質問、御意見ございますか。

(発言するものなし)

佐藤委員長

では、パブリックコメントについては周知を図って実施するというので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に3番目の、花巻市地域自治推進委員会、各地域協議会への諮問ということで、令和6年1月中旬から2月中旬、4回開催するということですが、これについて何か御質問御意見ございますでしょうか。

及川委員

はい。及川と申します。この方法③と、次の④にも係るところですが、長い期間があるにも関わらず、実施時期が1月中旬から2月中旬というすごい雪の深い時期で、対象が一般の方々、バスとかを利用する見込みのある高齢者の方々の意見を伺いたいときに、雪深い時期で更に夜の開催であればなかなか足が向かないのではないかと思います。もう少し雪があまり降らない時期に開催するようなことは、考えられないでしょうか。

寺林課長補佐

おっしゃるとおりだと思います。先ほどお話しましたが、今回の資料は策定期限のぎりぎりで作ってございますので、前倒しできる時はそうしたいと思っております。おっしゃる通り雪の降る中での説明会は、いらっしゃる方には不便だと思いますので、前倒ししたいというふうに思っております。

この計画の中身になるのですが、市だけではなく、公共交通事業者が実際にできるかどうか非常に大きなところでございまして、バス会社なりタクシー会社が計画を見た時に、そこまではできないということが当然出てくると思っています。そういったところで事業者との調整にはかなり時間がかかるのではないかなと考えてございます。できるだけ前倒しで12月の雪が降る前に説明会は開きたいなどは思っていますけれども、そういった状況です。

佐藤委員長

はい。わかりました。この計画は令和6年4月から実施するというので、よろしいですか。

寺林課長補佐

はい。実は、この計画は国から補助を受けるための計画にもなっております。令和6年度からの運行に対する補助という形になります。

佐藤委員長

それでは、花巻市地域自治推進委員会、各地域協議会への諮問については、1月、2月ではなく、もう少し早い時期に開催してほしいということですが、よろしゅうございますか。

(発言するものなし)

佐藤委員長

また、4つ目の地域説明会についても、及川委員からありましたように実施時期を早めてほしいということでしたが、他にございませんでしょうか。

(発言するものなし)

佐藤委員長

はい、それでは、花巻市地域公共交通計画について、評価に移りたいと思います。職員チーム会議では、適切であるという評価のようでした。委員会としても、花巻市地域自治推進委員会、各地域協議会への諮問と地域説明会の実施時期を検討していただくという意見を附して、適切であるという評価にしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(発言するものなし)

佐藤委員長

それでは、花巻市地域公共交通計画の市民参画については、意見を附して「適切である。」との評価といたします。

ここまでの審議で1時間半過ぎましたので、5分休憩を取らせていただき、4時35分から再開したいと思います。

(5分休憩)

佐藤委員長

それでは、再開いたします。(2) その他について、市民参画条例についてということで、地域振興部長から説明をお願いします。

藤井部長

それでは、私から資料No.1「自治基本条例と市民参画条例に関する県内他市と当市の比較表」について説明させていただきます。

この資料につきましては、今後、市として、市民参画条例を制定する際に検討が必要になるポイントをまとめたものであります。現在、県内では、宮古市、奥州市、北上市、紫波町、矢巾町、洋野町の6つの市町が、市民参画条例を制定しているところであります。このうち、奥州市と宮古市の状況を比較表として一覧にまとめたものであります。本当はどちらにも出向いて、運営している実際の状況を確認し、事務を進める上で、悩んでいる点なども伺いたかったのですが、宮古市については行く直前に、コロナの関係がありまして、出向くことができなかつたために、メールで質問事項をお願いして、回答していただいたものであります。花巻市と違う部分を主にピックアップしてお示ししたものでございます。まず3市の自治基本条例が制定されておりまして、その中で、市民参画条例は別に定めると規定されておりまして、現実的には委任という形になるわけですが、そういう形になっております。その規定に基づきまして、奥州市と宮古市ではそれぞれ市民参画条例を制定しております。そしてまた、花巻は未制定であります。ガイドラインにより手続きについて詳しく定めているという格好になります。

主な違いにつきましては、表中の市民参画の手法の規定について、当市は二つ以上としておりますが、両市は一つ以上という規定となっております。市民参加の詳細に

つきましては、奥州市は内部評価を行っておりませんでした。また、素案の段階からの市民参加については、奥州市では条例に規定しておりますが、宮古市では規定していないというところでもあります。なお、奥州市では規定があっても、今のところ実績はないそうでもあります。逆に当市は、規定がないのですが事例はあるということになってあります。

今後、条例化を検討していくポイントとしては、比較表に記載してあるとおり、参加の手法の規定では回数関係が出てくると思っております。また、評価につきましては、内部評価を受けてから実施するか、評価の反映方法もいつから反映させるのかも重要になってくると思っております。当市ではガイドラインとして運用していることから、次の計画に対してさらにより形に向けた対応、基準を示しておりますし、実施結果の評価にしても、さらに良くするためにはどのようにしたらよいかを考えて意見をいただいております。その点は、今回調査を行った二つの市からは、逆に先進地だというお声もいただいておりますが、本質的には、市民の声を正しく反映させ、参画を図る仕組みでありますので、そのことは十分に尊重していかなければならないと考えております。他にも何を参画対象にするかの検討も必要であるという認識があります。本日は、二つの市の状況を比較表として皆様にお示ししておりますが、今後もほかの市の状況、他県での最近の事例も再確認しながら検討して参りたいと思っておりますので、その時宜に応じて、皆さんから御意見を賜り、よりよい検討をして参りたいと思っております。次に、資料No.2以降については、担当の藤村から御説明させていただきます。

藤村係長

それでは、追加資料2市民参画に関する評価アンケートの集計結果について、御報告いたします。はじめに、市民参画に関する評価アンケートについて、委員の皆様には、非常に期間の短い中、御協力をいただきましたことについて、感謝申し上げます。早速、集計結果について御報告を申し上げます。実施期間は8月8日から8月15日まで、対象者は市民参画・協働推進委員の皆様方15名です。アンケートには、本日時点で11名の方から回答をいただいております。

1 市民参画・協働に対する市民の意識の醸成については、十分とお答えの方はいらっしやいませんでした。ある程度されているとお答えいただいた方が50%、一方、不十分であるとお答えいただいた方が50%となりました。その理由の主なものとしては、「不十分である」とお答えいただいた方々からは、「関心がなく、知らない人が多い」「住民の関心が薄い。本来は、行政と一緒に事業を行うことで細やかな行政サービスが行われることを把握していないことを理解していない人が多いと感じる」「認識としてはあるが、特定の人だけで全体的に高まっているとまでは言えない。」といったことがあげられました。また、「ある程度されている。」とお答えの方からは、「全市民がまちづくり基本条例の制定を把握しているか疑問」といったものや先ほど申し上げた不十分とされた回答理由の対策になるかと思っておりますが「市民の意識の醸成をさらに図るために、機会を捉え市民に説明し、理解を求めてはどうか。」とのことでした。

2 市民参画・協働に対する職員の意識の醸成については、「十分されている。」が30%、ある程度されているが60%、不十分であるが10%となりました。その主な理由として、一番割合が高かった「ある程度されている。」理由として、「職員チームによる事前評価等により、一般市民より認知されている。」「担当の職員の認識はそれなりの認識はあると思うが、それ以外の職員はどうか」「良くされていると思うが、それが薄れないようこれからも啓発は必要である。」といったことがあげられました。また、不十分とお答えの方からは、「形骸化しているように感じる。」との厳しい御指摘をいただきました。

次に3市民参画の手法について、他市では1つ以上としているところもありますが、花巻市では2つ以上行うこととしていることについては、全員が「このままでいい。」と回答してくださっています。理由として、「住民自治の意識を高めるためには、複数の手法が必要と思う。」というもののほか、「そもそも数の議論よりも市民に参画してもらうためにどんな手法が適切かを議論すべき」という、手法そのもののあり方についての御意見もいただいております。

4パブリックコメント実施期間について、他市では20日以上としているところもありますが、花巻市では30日以上としていることについては、「適正である。」は80%、「もう少し短くしてもよい。」が10%でした。「適正である。」とした理由としては、「興味のある人には適切な期間」「やはり1か月は必要」といったご意見などがありました。一方でもう少し短くてもよいとお答えの方からは「期間が長くても意見は増えない。試験的に短く設定して、数が変わらなければ短くしてもいいのでは。」という試験的な見直しの提案をいただきました。

5他市では外部評価のみとしているところもある中、花巻市では職員チーム会議による内部評価と皆様方による外部評価の2段階評価を行っていることについては「適正である。」が90%、「外部評価のみでよい。」が10%でした。「適正である。」とした主な理由として「内部評価は不可欠。PDCAサイクルを円滑に進めることが可能。職員のコンセンサスを高めるにも必要」「チーム会議を開くことで職員の負担になると思うが、職員の意識醸成のためにも現状のままでよい。」といったものがあげられました。また、外部評価のみでよいとされた方からは「計画する際によく検討すれば、外部評価のみで足りるのではないか。」との御意見をいただいております。

6評価について、他市ではご意見を伺い次回以降に生かす方法をとっているところもありますが、花巻市では「適正である。」「改善の余地あり」として、明確に示していることについては、「表記の変更を望む。」が70%でありました。この点につきまして、どのような表記がいいのか、後程、御意見を伺えればと思います。

7推進委員会の実施時期及び回数について、他市では原則、計画について年度の後半、実績報告については次年度の前半に一括で実施しているところもありますが、当市では4半期に一度、計画と報告を併せて実施していることについては、適正であるが50%、回数が多いと感じるが20%、実施時期及び回数の見直しが必要であるが30%でありました。この点につきましても御意見を伺えればと思います。

8市民参画の予定及び結果を広報、ホームページ等に公開していることについては、適正であるが80%、さらに周知が必要であるが20%でした。その主な理由として、「予定や結果の案内ならば、現状のままでよいが、もっと市民に参画してもらいたいという意図ならば、何か工夫が必要ではないか。」といった御意見をいただいております。

9市民参画を実施する段階で改めて事前に広報、ホームページ等で広く周知を図っていることについては、「適正である。」が70%、「さらに工夫が必要である。」が30%でした。さらに工夫が必要との御意見では、「広報は全戸配布のため目に留まるが、それ以外の手法はどうか。」ということでありました。例えばホームページなどでは、自ら情報を取りにいかなければ目に入らない、又はそうした機材をもっていないなどのことを意図されているのかと推察いたしました。

10市民参画については、市のまちづくり基本条例に規定され、現状、その具体的な運用については、市長が定める市民参画ガイドラインによって行われておりますがこの点の評価については、「現状不都合を感じない。」が90%であり、主な理由として「ガイドラインを公表することで足りるのではないか。」という御意見、一方で、条例化を急ぐべきとする理由として「ガイドラインは運用規定であり、条例は規範であるはずなので、市政を示すためにも必要」との御意見をいただきました。



11 その他市民参画について感じたことについては、非常にたくさんの御意見を頂戴いたしました。主なものとして、「数としての評価が難しく感じる。パブリックコメントやホームページなど、その数字が多いのか少ないのか、なかなか評価しづらいと感じる。定量的ではなく、定性的な評価もできるとよい。」「コミュニティ会議を通じて意見を伺うやり方もとれば、今までより意見も集まるのではないか。」「管内の高校や中学に協力依頼をしたらどうか。」「自分自身委員になったことによって市民参画を意識するようになったが、それまではあまり興味をもっておらず、市役所の職員や関係者以外にはなじみのない言葉が並んでいて他人事と考えていた。」といった御意見もありました。

最後に参考までに、今年度の「まちづくり市民アンケート」の集計結果に関連する質問項目がございましたので、2つほど御紹介いたします。1つ目は、「市民参画について、あなたは、市民が市政に意見を述べる機会が確保されていると感じますか」という問いに対して、そう思う、どちらかというと思うが合わせて26.8%でございました。これらは、市政懇談会、住民説明会、パブリックコメントなどを想定しているものでございまして、低いと感じられる方もいらっしゃるかもしれませんが、コロナ禍の前ですと、平成30年度は45.4%、令和元年度は37.6%でございました。令和2年度は、コロナ感染拡大防止のため、市民説明会を取りやめたものや延期したものなどがあり、そうしたことが要因となって市民参画の機会が減少したことによるものと推測されますが、今年度は、先に4月の委員会で評価をいただいた総合計画の策定方針のように感染対策をとったうえでの開催を検討するなど、なるべく皆様の御意見を伺ってまいりたいと考えております。また、情報の収集手段について、「あなたは、市役所が発信する情報を主に何から得ていますか？」という問いに対しては、市民参画の広報手段ともしている、広報はなまきが42.5%、市ホームページが15.9%、SNS4.1%、コミュニティFM3.8%、有線放送2.9%でありました。このことから、多くの市民の皆様が他の媒体に比べて市広報から情報を得ているということが分かります。また、市民参画ガイドラインにおいては、市民参画の実施予定及び結果の公表の手法について、市広報とホームページへの掲載を原則としておりますが、これらを合わせますと58.4%であったことから、他の媒体と比べて割合が高く、市民参画の周知方法として、やはりこれらは外せないものと思われるます。

以上、参考までに令和3年度の市民アンケートの結果から、関係する部分を抜粋して御紹介いたしました。先ほど部長の藤井から申し上げましたように、当市では市民参画について、今後条例を定めていくこととなります。これまでも委員の皆様のご協力をいただいて市民参画を行ってまいりましたが、その内容は県内他市に比べても決して劣るものではないと考えております。これをより良いものとしていくべく、今回皆様から頂戴しました御意見について、今後、市民参画条例の制定を検討する上で、参考とさせていただきます。なお、よろしければ今の報告を通じて、感じたことなどを御協議いただければと思います。よろしく願いいたします。

佐藤委員長

それでは、先に藤井部長から市民参画条例の他市との比較についてお話がございましたけれども、これについて何か御質問、御意見ございますか。奥州市と宮古市との比較ということでありましたけれども、花巻が先進とか進んでいるというところの評価もあったということのようですね。どうですか。

及川委員

他市との比較でも奥州市とか宮古市では、手法が一つ以上で動いているということですが、例えばその他の市では、主にどういう手法が主にとられているのか、また、花巻市だと必ずパブリックコメントがあるんですけれども、他の市町村でパブリック

コメントの手法も多くとられているのでしょうか。

**大竹課長補佐**

それでは私の方から御説明いたします。先ほど、部長の藤井からも申し上げましたように、実際に対面でお話を伺うことができましたのが奥州市でしたので、奥州市を例にとってお話申し上げますが、奥州市からは、ここ数年実施した市民参画について御説明いただいております。その中で、実施した市民参画の手続きということで奥州市が規定しておりますのは、パブリックコメント、附属機関等からの意見聴取、市民説明会、意向調査、アンケートでございます。やはり実施手法については、私どももほとんど同じでございますし、多くの計画等の市民参画の中でパブリックコメントが選択をされておるといってございまして。ただ、先ほど、ルールとして定めているのは一つ以上ということでは申し上げましたけれども、実際の運用ではやはり、一つだけではなく、例えばパブリックコメントと附属機関への意見聴取ですとか、並行して行われているということをお説明いただきましたので、御報告申し上げます。

**及川委員**

すごく素人考えですけれども、この会議の中でパブリックコメントがあまり周知されていないという意見があったと思います。私は振興センターに勤めておまして、パブリックコメントをお預かりしますが、多分見られていないと思われまして。お預かりするときに、分かるところに置いといてくださいということで、チラシなどがあるところに隙間を作って置きますが、そうではなく、できればポップやポスターのようにアピールするようなものがあればいいと思っておりましたので、御検討いただければと思います。

**大竹課長補佐**

貴重な御意見ありがとうございます。ただいまいただきましたお話につきまして、関係課等とも協議して参りたいと思います。ありがとうございます。

**佐藤委員長**

それでは次に市民参画に関する評価アンケートの結果について報告と説明がございましたけれども、これについて何か皆さんの方から、感じられたことがございましたら、お話しいただければと思います。はい、まず太田委員からお願いします。

**太田委員**

結果を見て質問の1番と2番のところ、おそらく市民参画の部分については、ある程度庁内で携わっている皆さんはそうだなと思ってやられていると思うんですけども、協働ということに関しては、市民と職員の方々もあまり使い慣れていない部分の話もあるのかなと思っています。市民参画のことであればある程度評価はできていると思いますが、協働も合わせてとなるとやっぱり不十分なのかなという受け取り方を私はしました。皆さんがどういう基準で回答されたか分かりませんが、協働の部分もまた深めていけると良いと思います。市民参画イコール協働とは必ずしもそうではない部分もあると思うので、その辺りはまた分けて議論できたら良いと思えました。コメントです。

**谷村委員**

アンケート10のところの関わりですけれども、委員の皆さんから条例化に関わった御意見で多数が現状で不都合を感じないとありましたが、やはりガイドラインで実施ということでは不十分だということで条例化に向けた動きという確認でよろしいでしょうか。先ほどの紹介の中では、他市の進め方に比べて花巻市はうまく進められている感触もお持ちのようでしたが、やっぱり条例化してきっちりやっていくことが必要だということの確認でよろしいのでしょうか。

**藤井部長**

一般的に条例を定めるところまでいかなくても、例えば必ずこうしなければいけな

いということがあります。そうしたときに、よその市町村では最低ラインを設けているところが多くあります。私がこの委員会で感じていることは、委員の皆様はさらに良い形で市民参画をするためにはどうすればいいかということをご審議していただいているということです。例えば、前回の委員会では、さらに良くなることを期待して、パブリックコメントについても、その期間内に誰も来なかったら、さらに周知をして御意見を求めるようなこともした方がいいというご意見を賜りました。そういう観点からすると、ガイドラインはもっと発展させ、あるいは市民の方々にきちんと理解していただく方策を検討していただいていると思っております。それで他市を調査したところでは、最低限の内容を実施しているから、結果的にパブリックコメントを寄せた方が5人であっても期間を実施したからいいのではないかという方向に逆になってしまう可能性もあり得るので、そういう二面性があるのかなと思っております。ですから、今までのガイドラインについて、皆様方にきちんとご意見を賜った事については十分配慮し、条例化する上でもどこまでということについてはこれからの私達の検討になるのかなと思っております。

それから、参画対象、参画する上でのもう少し違った形について検討する部分、それから他県では様々な考え方が出てきたところもあるので、十分に考え配慮しながら、この委員会でいただいた御意見も踏まえて、今後、条例化を検討していきたいと思っております。

#### 関上委員

私は、条例化をすべきと意見を言った1人ですけれども、ガイドラインというのは、運用規定であって、事務運用のやり方を示しているのではないかと思います。

ところが、条例はやはり規範ですので、これはこれで定めると過去の市議会において既に決められてあって、積み重ねの上で決められてあるわけですよ。その上で、条例化していきましょうということを決めたんですから、ある程度はやはり決めていく必要があるだろうと思います。そして、ガイドラインは現状、どんどん変わっていきますから、運用規定はどんどん変えられる部分があるだろうと思いますので、すごくよくやっていると思います。

実際に私自身も二期、参加させていただいてとても勉強になっていますし、職員の方々もよくやっていたらいいと思います。全国の中でも先進的な事例になっていると思うので、やはりなおさら条例は決めると言った以上は決めておく。ただし、最低ラインではないという部分等も含めて決めておくということ。あとは、ガイドラインはガイドラインで、もう素晴らしいものですので、ピシッとやはり図式化して、全国に示していくことが、これから必要ではないのかなという気はしております。

#### 佐藤委員長

はい。御意見として承ります。

それから、6番の評価についての表記が、「適正である」と「改善の余地あり」という評価の表記になっているわけですが、表記の変更について7人の方から意見が出されたということでもありますので、これについては何か御意見ございますでしょうか。

#### 細川委員

はい。細川です。今日の委員会でもそういう形となりましたが、一部意見を附して、適切と判断しますという形もありましたので、二択ではなく、「基本はいいけれども、少し検討して欲しい意見があります。」という選択もあるとか、あるいは考え方によっては、検討の余地があるという最終評価にしてしまうと、1回返してもう1回出してもらわなければならない状況にもなりかねないので、そこまで必要なのかということも含めまして、ちょっと工夫をする余地はあるのかなとは思っています。

佐藤委員長

これについて他に御意見ございますか。「適切である。」と「検討の余地あり。」という二つの大きな区分けです。確かに今日もまた、意見を附して「適切」と評価しましたが、そういう場合もありますので、もう少し柔軟性を持たせてはいいのではないかということで、よろしいのではないかなということだと思います。それは事務局の方で検討していくということによろしいでしょうか。

あとは委員会の回数について、適正であるというのが6人の方ですが、回数が多いが2人、それから、回数の見直しが必要であるが3人の方から寄せられております。細川委員お願いします。

細川委員

単純に多い少ないということだけじゃなくて、例えば、計画ですので、ある程度急な話はなく、予測がつく内容がほとんどであろうと思います。例えば決めようですけども、年何回とか、締め新时期を作って、そこに間に合うようにみんな逆算して、しっかり計画を定めて実施していくというふうに、もう少し整理することはできるのではないかという印象は持っているところでございます。

佐藤委員長

現在は年4回開催しておりますが、開催時期を検討してはどうかということです。事務局の方でも、今、何をしなければいけないかを検討しながら、四半期に1回開催しているわけです。藤井部長お願いします。

藤井部長

他の市町村の事例で、年間2回だけのところは、計画をまず1回やってしまいます。それから、年度が終わってからすぐに、実施結果30件くらいを全部1回でやってしまうというところもあって、そうすると一つの案件については10分、5分で終わってしまう。そうすると、事前に資料を送っても、細かいところまで聞く時間がなかなか難しいというところもあるようです。ただ、皆様方に何度もご足労いただくのはなかなか厳しいかもしれない。現状でいくと、原則四半期ごとにやって、それ以外にも臨時でお願いして開催しています。それについては本当に申し訳ないと思いながら、この設問をさせていただいたところでした。

ただ、アンケートで回数が多いとお答えになった方がいたということは、負担を強いてしまったこともあったのではないかと思います。このことについては、私たちも検討していくことが必要だと思っていますし、職員には計画的な事務執行をして欲しいということを示していきたいと思っています。

今日の案件でもありましたが、職員は配慮しているつもりでも、行き届いてないこともありましたので、やはりきちんと審議する時間を設けて、御意見を賜ることがよりよい形になると思っています。そういうところは一緒に取り組んでいきたいと思っております。特に今日は、実際に委員として2年間活動した皆様から御意見を伺いましたので、非常に良かったと思っています。今後の検討に生かしていきたいと思っております。

佐藤委員長

今日も1件あたり20分から30分かかりました。やっぱり慎重に審議していくとなると、ある程度時間を要するという事です。開催時期とも関係してくると思えますけれども、それも踏まえて事務局の方でも検討していくことにしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(発言するものなし)

鈴木課長

はい。皆さま長時間にわたりありがとうございました。

本日は現委員の皆様の最後の審議会ということでした。皆様には、2年間一つ一つ

の議事につきまして、真摯に御審議いただき、本当にありがとうございました。ある意味、この委員会そのものが貴重な協働の場であると感じております。皆様には、今後とも御指導のほどよろしくお願いいたします。2年間本当にお世話になりました。ありがとうございました。これもちまして本日の委員会を終了させていただきます。大変お疲れ様でした。

(閉会 午後5時25分)